

議案第 8 2 号

特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

特殊勤務手当支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 2 年 1 1 月 2 0 日提出

芽室町長 手 島 旭

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（昭和52年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 夜間介護業務手当

附則に次の 2 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病防疫業務従事手当の特例)

3 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業として町長が別に定めるものに従事したときは、伝染病防疫業務従事手当を支給する。

4 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業 1 日につき 3,000 円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 作業 1 日につき 4,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に従事した特殊勤務から適用する。

説 明

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例が措置されるよう人事院規則が改正になったことから、本町においても、伝染病防疫業務従事手当について特例措置をしようとするものであります。

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) <u>夜間介護業務手当</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 一略一</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病防疫業務従事手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下(「新型コロナウイルス感染症」という。))から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業として町長が別に定めるものに従事したときは、伝染病防疫業務従事手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 3,000円</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 作業1日につき 4,000円</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>附 則</p> <p>1・2 一略一</p>

改正案	現行
<p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和2年4月1日以降に従事した特殊勤務から適用する。</u></p>	